

福井県生成A I 利用ガイドライン

Ver. 3.0

令和8年4月

更新履歴

Ver.	更 新 年 月	更 新 内 容
1.0	令和5年9月	初版
2.0	令和6年4月	用語を「文章生成A I」から「生成A I」に修正 2 適用対象 文言修正 4.2 情報の入力 見出しの修正、項目削除とそれに伴う文言修正 4.3 生成物の利用 見出しの修正 ①誤情報対策 一部文言削除、例示の修正 ②権利侵害対策 文言修正、項目追加（肖像権・パブリシティ権侵害） 5.1 活用に適した業務 文言の修正・追加 5.3 活用事例 文言の修正
3.0	令和8年4月	2 適用対象 文言追加 3 適用範囲 文言修正 4.2 情報の入力制限 情報セキュリティ対策基準の改正に合わせ、入力制限する情報を修正 4.3 生成物の利用に当たっての注意事項 文言修正 4.4 生成物の公開について 追加 5.2 適切な質問・指示の方法 削除

目次

1	目的.....	1
2	適用対象.....	1
3	適用範囲.....	1
4	生成A I の利用における遵守事項.....	2
4.1	利用サービス.....	2
4.2	情報の入力制限.....	2
4.3	生成物の利用に当たっての注意事項.....	3
4.4	生成物の公開について.....	5
5	生成A I の有効活用.....	6
5.1	活用に適した業務.....	6
5.2	活用事例.....	6

1 目的

本ガイドラインは、福井県職員が生成A Iを業務利用する際に遵守すべき事項や効果的に活用するための方法を示したものである。

本県においては、県民の利便性向上及び職員による業務遂行における生産性向上に向けて行政D Xを積極的に進めており、生成A Iについてもその有効な手段の一つとして、職員の業務効率化や新しいアイデア創出の助けとなることが期待される一方、情報漏洩や権利侵害等のリスクがある。

職員は本ガイドラインおよび福井県情報セキュリティポリシーに定める事項を遵守し、県民の権利や財産を守ることを前提に、生成A Iを安全かつ適切に利用すること。

なお、本ガイドラインは、本県における利用状況や国・社会の動向等を踏まえ、適宜見直しを行う。

2 適用対象

本ガイドラインが対象とする生成A Iは、深層学習や自然言語処理等の手法により学習したパターンや構造等を基盤に持つ汎用モデルを応用し、電子的な方法で送信された文字、音声、画像等の視聴覚的效果を有する情報の入力に対し、視聴覚的效果を有する非定型の情報を生成し、電子計算機上に人が知覚できる形で表現する機能を有するソフトウェアアプリケーションとする。

また、本ガイドラインが対象とする生成物とは、前項に規定する生成A Iにより生成された情報とし、生成A Iの出力結果について、要約、編集、加筆、補足、分析その他の方法により加工または修正を行った場合も生成物に含むものとする。

3 適用範囲

本ガイドラインが適用される組織は、福井県情報セキュリティポリシーの適用範囲（知事部局、議会、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、労働委員会、収用委員会、福井海区漁業調整委員会ならびに内水面漁場管理委員会）と同様とする。

4 生成A Iの利用における遵守事項

生成A Iは業務執行に当たっての補助ツールに過ぎず、最終的な判断は人間である職員が責任をもって行う必要があることを認識し、次の事項を遵守した上で利用すること。

4.1 利用サービス

職員が業務利用する生成A Iは、入力情報がA Iの学習に利用されない等、セキュリティが担保されたサービスとする。

4.2 情報の入力制限

機密性3、機密性2に該当する情報を生成A Iに入力しないこと。

※入力データがA Iの学習に利用されないサービスであっても、記録として一時保存される場合があるため。

(参考) 機密性3、機密性2に該当する情報

機密性 (Confidentiality)	完全性 (Integrity)	可用性 (Availability)
機密性3 (漏えいによる権利利益の侵害の度合いが大きい) 【個人情報、人事情報等】	完全性2 (改ざん、誤びゅうまたは破損により住民の権利が侵害または行政事務の遂行に支障のおそれ) 【課税・税務情報等の個人情報等】	可用性2 (滅失、紛失または利用不可により住民の権利が侵害または行政事務の遂行に支障のおそれ) ※権限を持つ利用者が、必要な時にいつでも情報やシステムにアクセスし、利用できる状態を維持すること 【緊急対応(災害支援)システム等】
機密性2 (一般に公表することを前提としていない) 【政策検討資料、入札資料等】	完全性1 (上記以外)	可用性1 (上記以外)
機密性1 (上記以外 公開情報等)		

※福井県情報セキュリティポリシー対策基準2. 1 抜粋

4.3 生成物の利用に当たっての注意事項

①誤情報対策

生成A Iの中核をなす大規模言語モデルは、入力された文章に続く単語の出現確率をもとに、文脈上もっとも適切と考えられる文章を生成している。

そのため、生成A Iは必ずしも本県の状況や他自治体の実態を正確に把握しているものではなく、生成された内容には虚偽の情報や偏った見解が含まれる可能性がある。

また、生成A Iは外部の情報源（インターネット検索等）を参照して回答を生成することがあり、その際インターネット上の誤った情報や不正確な情報をもとに回答が生成される可能性があるほか、検索対象となる情報の更新状況等により、最新の制度改正や通知等が反映されていない場合がある。

上記のような生成A Iの特性を理解し、生成物の内容を盲信せず、必ず事実確認を行うこと。

(参考) 誤った情報が含まれている例

Q：北陸新幹線の敦賀以西のルートは着工していますか？
A：はい、北陸新幹線の敦賀以西のルートは 2024 年春に着工予定です。
※実際は未着工

(参考) 最新の制度改正が反映されていない例

Q：自転車利用者のヘルメット着用は義務ですか？
A：自転車利用者のヘルメット着用は、
13歳未満の児童および高齢者に対して努力義務とされています。
※道路交通法の改正（令和5年4月1日施行）前の情報を回答

②権利侵害対策

・著作権侵害

生成A Iの生成物が既存の著作物と同一・類似している場合、当該

生成物を利用する行為が著作権侵害に該当する恐れがある。

そのため、生成物を配信・公開等する場合には、生成物が既存著作物に類似しないか入念に確認を行うとともに、意図的に生成物を既存の作品に似せる目的で、既存の著作物または作家の名称を入力しないこと。

- ・商標権・意匠権侵害

生成AIによって偶然生成されたものであっても、ロゴやデザイン、キャッチコピーなどの生成物が他者の登録商標・意匠と同一・類似する場合、当該生成物を利用する行為は、他者の登録商標権や登録意匠権を侵害する可能性がある。

そのため、生成物をロゴや広告宣伝などに利用する場合、既存著作物に類似しないかの調査に加えて、独立行政法人工業所有権情報・研修館が運営する特許情報プラットフォーム等を活用し、登録商標・意匠の調査を行うとともに、意図的に生成物を他社の登録商標や登録意匠に似せるような入力をしないこと。

(参考) 特許情報プラットフォーム：<https://www.j-platpat.inpit.go.jp/>



- ・肖像権・パブリシティ権侵害

生成AIを利用して生成された人物の肖像を利用する行為は、他人の肖像権やパブリシティ権*を侵害する可能性がある。

そのため、意図的に生成物を特定個人の肖像に似せるような入力をしないこと。また、意図的であるかどうかにかかわらず、人物が写實的に表現されている生成物を配信・公開等する場合は、生成AIによって生成されたものであることを明記するなど、県民の誤解が生じないように補足説明をすること。

※パブリシティ権：

商品の販売等を促進する顧客吸引力を有する氏名・肖像等を排他的に利用する財産的権利

4.4 生成物の公開について

- ・生成A Iシステムの出力に基づいて行われた判断も説明責任の対象に含まれることに留意すること。生成A Iシステムから出力されたものについて説明できることを確かめた上で業務利用し、必要に応じて自身で説明できるように生成物を加工すること。
- ・生成物の業務への利用判断は、責任を持って行うこと。入力データまたはプロンプト、生成物に含まれるバイアス等に留意し、業務利用して問題ないか判断すること。判断に迷う場合は利用しないこととする。
- ・安全性・公平性・客観性・中立性等に問題がないことを確認し、問題のある表現は必ず加除修正すること。

■確認項目

- ・人種・性別・文化等に関する偏見や差別を含む社会的に大きな問題となり得る表現が含まれていないこと
- ・攻撃的又は危険なコンテンツを生成していないこと
- ・著作権等第三者の権利を侵害していないこと
- ・第三者の生命・身体・財産等に危害や悪影響、不利益を及ぼすことがないこと

また、上記のような表現があった場合はD X推進課に報告すること。

- ・なお、委託業務の成果物に生成A Iによる生成物が含まれる場合には、本ガイドラインと同様の対応を行わなければならない、委託事業者に対しても同様の対応を行わせること。

5 生成A Iの有効活用

生成A Iは適切に利用することで、職員の業務の生産性を大きく向上させるものである。そのため、以下の事項を参考に業務活用に努めること。

5.1 活用に適した業務

前述のとおり、生成A Iの基本的な仕組みは、「入力された情報に対して統計的に一番確率が高そうな情報を出力として生成する」というものであり、生成物には虚偽や偏った見解が含まれる恐れがある。

そのため、正確さが求められる分野（情報収集等）で生成A Iを利用する場合には十分な注意が必要である。

一方、正確な情報をA Iに求めず、職員の作業の補助ツールとして利用する場合（ブレインストーミング、ドラフト作成、事業説明用のイラスト作成等）や、生成する情報の参照範囲が限定される場合（通知やガイドラインの要約等）には、高い業務削減効果と業務の質の向上が期待できる。

5.2 活用事例

「福井県生成A Iサービス利用の手引き」や「福井県生成A I活用事例集」を参照すること。